

市指定文化財<無形民俗>

すみよしひよしじんじやくぐら 住吉日吉神社神楽

指定日 平成17年10月3日

所在地 菊池市泗水町住吉(北住吉)



神楽組の記録には、「明治39年(1906)上住吉在住の青年有志13名により神楽を拝受することとなれど、その名は…」と発足当時に神楽を習い始めた人の名が記されている。指導者として、日吉神社の坂本経安宮司、補佐を旭志の湯舟神楽の人たちが務めている。

発足当時、衣装・太鼓・笛・鈴・剣など多額の費用を要したが、借入金や有志の寄付等で賄い、後日、神楽組の人達の積立金によって返済した。衣装は女子青年団の奉仕で完成したと記されている。

神楽の構成は、奉剣・次剣・櫛・御幣・弓・四剣・神宣歌^{しんせんか}・実印の8座からなり、奉納は日吉神社大祭の12月18日に行われ、それ以外にも近隣の神社の祭日や遷宮祭に招かれて奉納することもある。最初は上住吉区の神楽組のみで運営していたが、昭和46年に神楽保存会を組織され運営に当たっている。